

「山形県保護施設の設備及び運営に関する基準」の改正について

1 趣旨

山形県では、保護施設の設備及び運営に関する基準については、生活保護法第39条に基づき、国の基準^{※1}を踏まえて、県の条例及び規則^{※2}で定めています。

このたび、国の基準が一部改正されたことから、県規則について同様の改正を行うこととし、この改正に当たり意見の募集を行うものです。

※1 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」（昭和41年厚生省令第18号）

※2 「山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「山形県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」

2 改正の内容

（1）条例等で定める基準の区分

県が条例等で基準を定めるに当たっては、省令で定める国の基準に基づいて定めることとされており、国の基準は次のとおり3つに分類されています。

【従うべき基準】必ず国の基準に適合させなければならないもの

【標準】合理的な理由がない限り、国の基準どおりとするべきもの

【参酌すべき基準】国の基準を十分に参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができるもの

（2）今回の改正についての考え方

今回の省令の改正内容は「参酌すべき基準」とされていますが、特に国の基準と異なる基準を設定すべき地域的な事情は存在しないと考えられるため、県規則について省令と同様の改正を行いたいと考えています。

（3）改正の内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 救護施設は、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。② 更生施設は、更生計画に代わるものとして、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。 |
|---|

3 施行期日

公布の日 ※令和6年10月下旬（予定）